二　第四条の二第一項第一号に掲げる廃棄物（前号上欄に掲げるものを除く。）	全ての国の領海の基線からその外側百海里以遠の海域（バルティック海域、北海海域、地中海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域、海洋施設等周辺海域及び指定海域を除く。）	当該船舶の航行中に排出すること。
		イ　できる限り速やかに海底に沈降するよう必要な措置を講じて排出すること。
三　第四条の二第一項第二号に掲げる廃棄物	全ての国の領海の基線からその外側百海里以遠の海域（バルティック海域、北海海域、地中海海域、南極海域、ガルフ海域及び海洋施設等周辺海域を除く。）	ロ　当該船舶の航行中に排出すること。
四　第四条の二第一項第三号に掲げる廃棄物	全ての海域（特定沿岸海域及び指定海域を除く。）	排出方法は、限定しない。
五　第四条の二第一項第四号に掲げる廃棄物のうち特定船舶の貨物倉の洗浄水	バルティック海海域、北海海域、ガルフ海域、地中海海域及び拡大カリブ海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域並びに南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里以遠の海域	当該船舶の航行中に排出すること。
六　第四条の二第一項第四号に掲げる廃棄物のうち貨物倉の洗浄水（前号上欄に掲げるものを除く。）	全ての海域（バルティック海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域、海洋施設等周辺海域及び指定海域を除く。）	当該船舶の航行中に排出すること。
七　第四条の二第一項第四号に掲げる廃棄物のうち船体の外側の洗浄水	全ての海域（海洋施設等周辺海域及び指定海域を除く。）	排出方法は、限定しない。
八　第四条の二第一項第四号に掲げる廃棄物（前三号上欄に掲げるものを除く。）	全ての海域（指定海域を除く。）	排出方法は、限定しない。

備考

一　この表において「特定船舶」とは、陸地にある施設の故障その他やむを得ない事由によつて第四条の二第一項第一号に掲げる廃棄物を陸地にある施設において処理することができないために当該廃棄物をバルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域又は拡大カリブ海域において排出する必要があるものとして国土交通省令で定める船舶をいう。

二　この表において「バルティック海海域」とは、別表第二の二備考第四号に規定するバルティック海海域をいう。

三　この表において「北海海域」とは、別表第二の二備考第五号に規定する北海海域をいう。

四　この表において「ガルフ海域」とは、別表第二の二備考第六号に規定するガルフ海域をいう。

五　この表において「地中海海域」とは、別表第二の二備考第七号に規定する地中海海域をいう。

六　この表において「拡大カリブ海域」とは、別表第二の二備考第八号に規定する拡大カリブ海域をいう。

七　この表において「南極海域」とは、別表第一の五に掲げる南極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。

八　この表において「海洋施設等周辺海域」とは、別表第二の二備考第二号に規定する海洋施設等周辺海域をいう。

九　この表において「指定海域」とは、本邦の領海の基線からその外側五十海里の線を超えない海域のうち水産動植物の生育環境その他の海洋環境の保全上支障があると認めて環境大臣が指定する海域をいう。

十　この表において「特定沿岸海域」とは、別表第二備考第二号に規定する特定沿岸海域をいう。

別表第四を別表第五とし、別表第三の次に次の一表を加える。

別表第四（第九条の三関係）

廃棄物の区分	排出海域に関する基準	排出方法に関する基準
一　食物くず（次号上欄に掲げるものを除く。）	南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里以遠の海域	イ　粉砕式排出方法により排出すること。 ロ　国土交通省令で定める加熱殺菌その他の殺菌するための措置を講じて排出すること。
	甲海域並びにバルティック海海域、北海海域、ガルフ海域、地中海海域及び拡大カリブ海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域並びに海洋施設等周辺海域へ南極海域以外の海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域にある船舶又は海洋施設に係るものに限る。）	粉砕式排出方法により排出すること。
	乙海域	排出方法は、限定しない。
二　食物くず（鳥綱に属する種の個体を含まないものに限る。）	甲海域並びにバルティック海海域、北海海域、ガルフ海域、地中海海域及び拡大カリブ海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域（南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里以遠の海域並びに海洋施設等周辺海域へ南極海域以外の海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域にある船舶又は海洋施設に係るものに限る。）	粉砕式排出方法により排出すること。
	乙海域	排出方法は、限定しない。

備考

一　この表において「南極海域」とは、別表第一の五に掲げる南極海域をいう。

二　この表において「甲海域」とは、別表第二の二備考第三号に規定する甲海域をいう。

三　この表において「バルティック海海域」とは、別表第二の二備考第四号に規定するバルティック海海域をいう。

四　この表において「北海海域」とは、別表第二の二備考第五号に規定する北海海域をいう。

五　この表において「ガルフ海域」とは、別表第二の二備考第六号に規定するガルフ海域をいう。